

6. 有期労働契約の無期転換ルール

■ 労働契約法が改正され（平成24年8月10日公布）、有期労働契約について、3つのルールが規定されました。パート、アルバイト、派遣社員^{※1}、嘱託など、有期労働契約で働くすべての労働者が対象となります。

※1 派遣社員は、派遣元（派遣会社）との労働契約が対象となります。

I 無期労働契約への転換（第18条）平成25年4月1日施行

同一の使用urerとの間で、有期労働契約が通算で5年^{※2}を超えて反復更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換します。

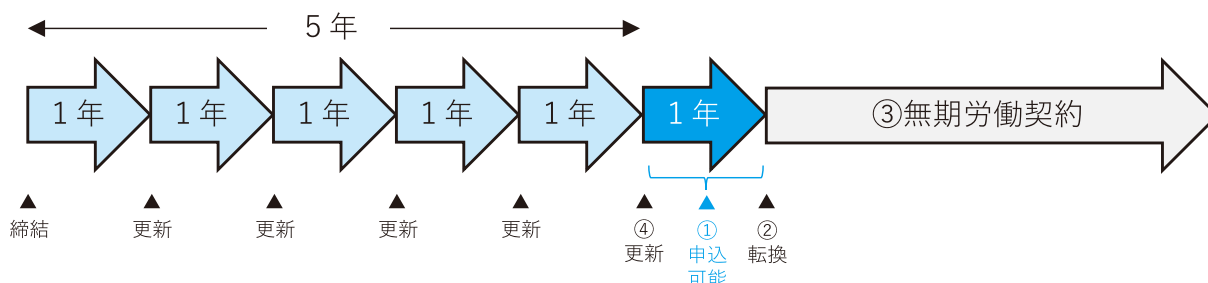
通算契約期間のカウントは、施行日である平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始された有期労働契約は通算されません。

※2 特例については68頁参照

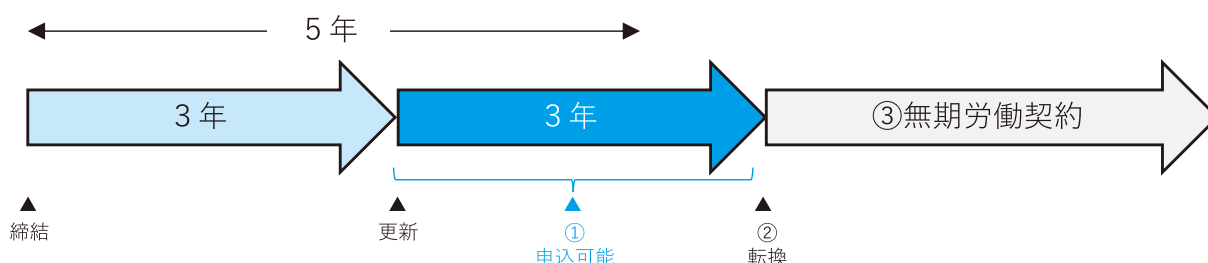
無期転換の申込みができる場合

- ①申 込：平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年^{※2}を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に、労働者は無期転換の申込をすることができます。
- ②転 換：労働者が無期転換の申込みをした時点で、使用者はその申込を承諾したものとみなされ、無期労働契約が成立します。無期に転換されるのは、申込後の有期労働契約が終了する翌日からです。
- ③無期労働契約：無期労働契約の労働条件は、別段の定めをしない限り、直前の契約内容と同一となります。なお、別段の定めをすることにより、変更も可能です。
- ④更 新：無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることはできません。

【契約期間が1年の例】

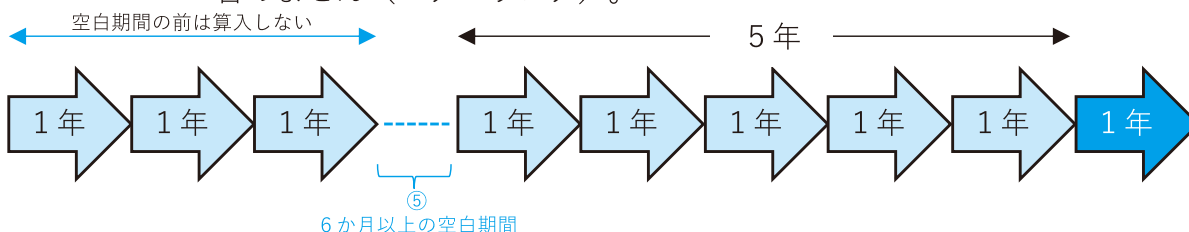


【契約期間が3年の例】



通算契約期間の計算について

⑤空白期間：有期労働契約とその次の有期労働契約の間に、契約がない期間が6か月以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は通算契約期間に含めません（＝クーリング）。



**「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等」に対する無期転換ルールの特例
～無期転換申込権発生までの期間が10年に～**

「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

これにより、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等については、無期転換申込権発生までの期間（原則）5年を10年とする特例が設けられました。（平成26年4月1日施行）

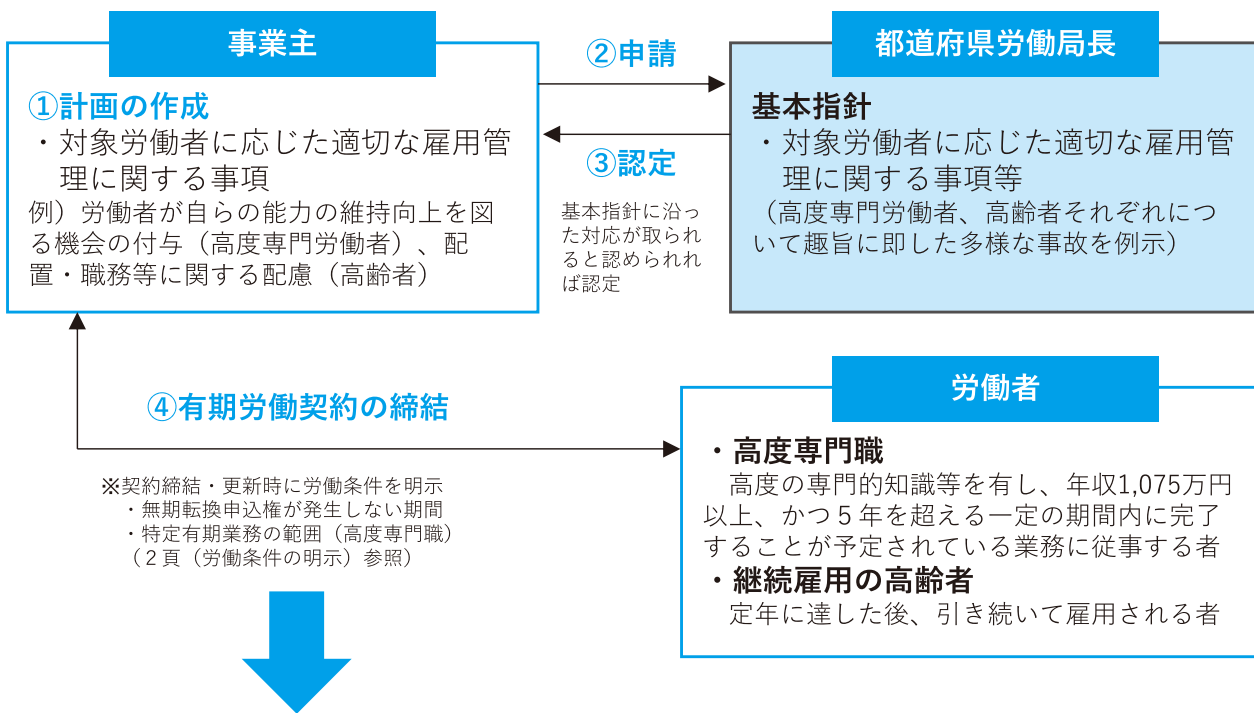
**「高度専門職」・「継続雇用の高齢者」に関する無期転換ルールの特例
～適用を受けるには計画の作成・申請・認定が必要です（有期雇用特別措置法）～**

定年後引き続き雇われる有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間に関する特例が施行されました。（平成27年4月1日施行）

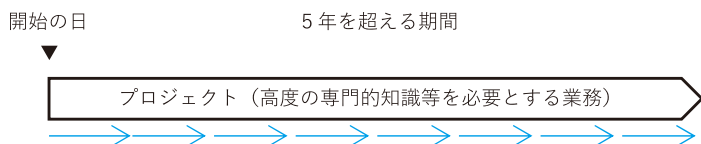
この特例の適用を受けるには、事業主は、事前に基本指針に沿った計画を作成し、本社・本店を管轄する都道府県労働局長へ申請書を提出して、その計画が適当である旨の認定を受ける必要があります。

（福岡県内の申請先：福岡労働局雇用環境・均等部指導課（☎092-411-4894）

有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の仕組み

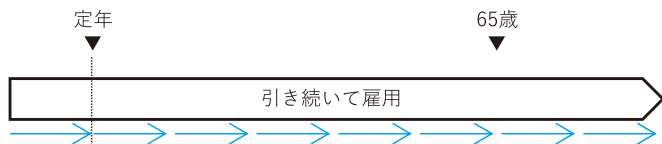


I 高度専門職（第一種特定有期雇用労働者）



プロジェクト（特定有期業務の開始の日から完了の日まで）の期間中は、対象労働者について**無期転換申込権は発生しない（ただし10年を上限）**

II 継続雇用の高齢者（第二種特定有期雇用労働者）



定年後引き続き雇用されている期間中は、対象労働者について**無期転換申込権は発生しない**